



気候変動適応策の推進

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

(1) 気候変動への適応に関する国立環境研究所を中心とした関係省庁、地域気候変動適応センターの連携強化

- 国立環境研究所と地域気候変動適応センターの実効性ある連携体制の構築
- 各省庁の気候変動影響評価データ等の「気候変動適応情報プラットフォーム」への一元化

(2) 地域気候変動適応センターの運営に対する財政措置

- 地域気候変動適応センターを中心とした気候変動影響評価を基にした適応策の検討等に対する財政措置

2. 提案・要望の理由

- 「気候変動適応法案（平成30年2月国会提出）」では、地方公共団体の責務として「適応に関する施策の推進」を規定
- このことから、本県においても、本法案で設置が規定されている「地域気候変動適応センター」を中心とした気候変動影響評価およびそれに対応する適応策の検討・実施が必要

《円滑な実施にあたっての課題》

- ・ 国では、環境省、気象庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省等複数の省庁において、気候変動影響評価、適応技術の研究開発等が実施されているが、研究データ・情報等が一元化されていない
- ・ 地域気候変動適応センターの運営にあたり、業務・財政負担が増大

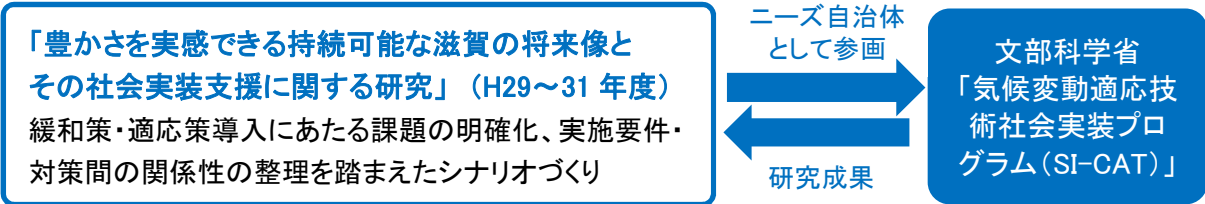
(本県の取組状況と課題)

■これまでの「適応策」に関する取組状況



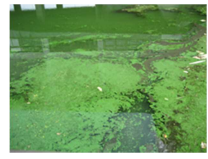

(1) 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(以下、「推進計画」)に適応策を位置付け

- 平成 27 年度：気候変動影響評価とりまとめ
(環境省「地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業」による支援)
- 平成 28 年度：庁内で実施している既存の適応策を「推進計画」に位置付け

(2) 気候変動適応策・緩和策に関する統合的シナリオづくりに関する研究



(3) 推進計画に基づく適応策の実施 → 環境審議会、HPにて実施状況報告(毎年度)

農業・水産業	自然災害	水環境	県民生活
「滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画」策定(H29.3) 	「しがの流域治水」の推進、地先の安全度マップ公表 	環境省等「地域適応コンソーシアム率先調査」にて「気候変動による琵琶湖の水環境への影響調査」実施 	適応策の普及啓発パンフレット等作成・配布 

■今後の「適応策」の推進 (イメージ)

地域気候変動適応センターを活用した適応策の検討・実施

